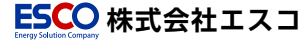


各 位



低圧の電気料金単価改定のご案内

当社は、2023 年 10 月検針日から、下記のとおり電気料金単価を改定いたします。

今回の変更は、各旧一般電気事業者※ 1 の 6 月 1 日からの電気料金単価改定及び各一般送配電事業者※ 2 の 4 月 1 日から託送料金改定に伴い、燃料費等調整における各燃料価格の諸元の見直し及び託送料の見直しを実施したことによる改定となります。

当社は、各旧一般電気事業者が算定した単価を用いて燃料費調整額を算出しており※ 3、また、各一般配電事業者の託送料金を単価に含めており、今回の改定による影響額は別紙の通りとなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、より多くのお客様に電気を安定的にお届けするとともに、より充実したサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

記

1. 対象エリア 北海道 / 東北 / 関東 / 北陸 / 中国 / 四国 / 九州
2. 改定時期 11 月請求分より※ 4
3. 単価改定概要 別紙【電気料金単価改定について（低圧のお客さま）】参照
URL : <https://www.esco-co.jp/pdf/overview.pdf>
4. 単価改定内容 単価改定内容 別紙【電気料金新旧一覧表】参照
URL : <https://www.esco-co.jp/pdf/content.pdf>

以上

- ※ 1. 旧一般電気事業者とは、2016 年 4 月 1 日改正以前の電気事業法に規定される一般電気事業者で、お客様が電気を受給される地域を事業エリアとする一般電気事業者をいいます。
- ※ 2. 送電線・配電線などの送配電ネットワークを管理し、電気をお客様のご使用場所まで送り届ける事業者。
- ※ 3. 当社は、旧一般電気事業者が特定小売供給約款にて定める平均燃料価格の上限について設定をしておりません。
- ※ 4. 9 月検針日から 10 月検針日までの電気料金請求は、旧一般電気事業者の直近単価改定以前の基準燃料価格で算出した燃料費調整単価を用いて計算いたします。

お問合せ先

株式会社 エスコ

住所：東京都新宿区北新宿 2 丁目 21-1

電話 [0120-619-293](tel:0120-619-293) 受付時間：10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 ※土日祝を除く